

# 三重県新型コロナウイルス「感染拡大阻止宣言」

本県においては、令和4年1月に入り、感染者数が急増し、1月8日には新規感染者数が2日連続で17人を超え、「みえコロナガード」に基づき「感染拡大防止アラート」を発動したところです。その後も感染者は増加し、「感染拡大阻止宣言」の基準としていた直近1週間の人口10万人あたり新規感染者数が8人を超えました。全国的にも感染者が急増しており、広島県、山口県、沖縄県にまん延防止等重点措置が適用されるなど予断を許さない状況です。

また、感染力が強いとされるオミクロン株への感染事例が全国的に増加する中、ワクチンの重症化予防効果は一定程度保たれているものの発症予防効果が低下するとの報告もあります。こうした中、寒くなり屋内での活動が増える時期を迎えるとともに、学校における冬休みが終わり本格的に新たな年の社会経済活動が再開することにより、今後さらに感染が急拡大することが懸念されます。

こうした状況を受け、感染拡大の波を少しでも小さく、短く抑えるため、

## 令和4年1月12日から令和4年1月31日まで 「感染拡大阻止宣言」

を発出いたします。

「感染拡大阻止宣言」においては、「三重県指針」ver.14でお願いしている感染防止対策に加え、今、特に取り組んでいただきたい対策についてお願いをさせていただきます。県民の皆様におかれましては、オミクロン株による感染力の強さもふまえ、改めてしっかりと感染防止対策をお願いいたします。

第5波収束後は、これまでになく感染状況が落ち着いていたこともあり、感染防止対策の意識が少なからず低下していることも考えられます。

ここで、改めて感染防止対策を徹底いただき、さらに強い措置を行わなければならない状況に至らないよう感染拡大を抑え込んでいかなければなりません。

また、これから本格的な受験シーズンを迎えます。受験生やそのご家族、周囲の皆様が人生の転機となるこの時期を安心して過ごすことができるよう、感染防止対策をしっかりと行う必要があります。

県としても「みえコロナガード」に基づき、対策を続けてまいりますので、県民の皆様、事業者の皆様のご協力をお願いいたします。

令和4年1月12日  
三重県知事 一見 勝之

# I 県民の皆様へ

## 1. 基本的な感染防止対策

- ・マスクの正しい着用、手指消毒・手洗い、換気といった基本的な感染防止対策の徹底をお願いします。
- ・密閉空間、密集場所、密接場面は感染リスクが高まりますので、1つでも当てはまる場面は避けてください。
- ・体調に少しでも異変がある場合は、外出を控え、早期にかかりつけ医等身近な医療機関に相談をお願いします。
- ・無症状でも感染の不安がある場合は、検査を受けていただくようお願いいたします。  
【特措法<sup>1</sup>第24条第9項に基づく協力要請】

全国的に年末・年始にかけ、感染者が急増し、県外においては海外渡航に関連のないオミクロン株への感染事例が増加している地域もあります。オミクロン株は、第5波において急速に増加したデルタ株に比べ、感染力が強く、二次感染リスクや再感染リスクの増大が指摘されており、基本的な感染防止対策を徹底する必要があります。

また、第5波においては家庭内での感染が多数発生しました。家庭内で感染が広がると、職場や学校などへとさらに感染が広がっていく可能性があります。家庭内であっても、少しでも症状がある場合は、マスク着用や別の部屋で過ごすなどの対策を行い、早期に医療機関への相談をお願いします。症状が無い場合でも、帰宅後の手洗いや、外出時の感染防止対策の徹底など「持ち込まない」ための対策をお願いします。

## 2. 移動について

- ・県境を越える移動は、生活の維持に必要な場合等を除き、避けてください。  
【特措法第24条第9項に基づく協力要請】

直近の感染事例のうち、県外での感染が考えられる事例が55%（令和3年12月29日～令和4年1月11日、経路不明・再陽性事例を除く）となっています。全国的に感染が急拡大していますので、県境を越える移動は、通勤、通学、通院など生活の維持に必要な場合や業務上不可欠な出張などの場合を除き、避けてください。

- ・外出する場合は、混雑する場所や時間を避けてください。

多くの方が密集する場所は感染リスクが高まります。事前に行き先の混雑状況を確認し、空いている時間を選ぶなどの工夫をお願いします。また、日常の買い物等についても、例えば、数日分まとめ買いをするなど外出の機会を減らすことに取り組んでいただくことにより、混雑を緩和することができますのでご協力をお願いします。

---

<sup>1</sup> 新型インフルエンザ等対策特別措置法

### 3. 飲食の場面について

- ・「マスク会食」、「黙食」の実践をお願いします。
- ・「大人数や長時間におよぶ飲食」といった場面は感染のリスクが高まります。同一グループの同一テーブルでの会食はできるだけ4人以下で行っていただくようお願いします。
- ・感染防止対策に取り組む店舗等を三重県が認証する「みえ安心おもてなし施設認証制度『あんしん みえリア』」認証店の利用をお願いします。

飲食の際はマスクを外すこととなり、感染のリスクが高くなります。アクリル板の設置や距離の確保、換気がしっかりと行われている店舗をご利用いただき、食事の際でも会話をする場合はマスクの着用をお願いします。また、長時間となることにより、マスクを外す時間も長くなります。会食はなるべく短時間となるようお願いします。

店舗以外の路上や屋外でも、大人数や長時間となる場合は感染リスクが高まります。屋内と同様に感染防止対策の徹底をお願いします。

## II 県外の皆様へ

### 1. 移動について

- ・生活の維持に必要な場合等を除き、三重県への移動を避けていただくようご協力をお願いします。

全国的に感染が急拡大していますので、県外の皆様におかれましても本県への移動は、通勤、通学、通院など生活の維持に必要な場合や業務上不可欠な出張などの場合を除き、避けていただくようご協力をお願いします。

## III 事業者の皆様へ

### 1. 感染防止対策の徹底について

- ・業種ごとの感染拡大予防ガイドラインの遵守をお願いします。  
【特措法第24条第9項に基づく協力要請】
- ・食堂、休憩所、喫煙所などにおいても感染防止対策を徹底し、勤務時間以外でも、『感染リスクが高まる「5つの場面」』について特に注意するなど感染防止対策について従業員に対し周知・徹底をお願いします。
- ・ローテーション勤務や時差出勤、自転車通勤、オンライン会議ツールの活用等、接触機会低減の取組に加え、人流抑制に向け在宅勤務（テレワーク）や休暇取得の促進等により、地域や業務の特性もふまえ出勤者削減の取組をお願いします。

- ・ 県外への出張等については、業務上不可欠な場合を除き、オンライン会議等のツールの活用をお願いします。特に、まん延防止等重点措置区域への出張等については、人の移動を伴わず目的を達成できないか今一度検討をお願いします。

第5波の感染拡大期における感染経路をみると、家庭内の感染が多かったものの、職場での感染も多く、クラスターも多数発生しました。

(感染者が最も多かった令和3年8月21日から27日の1週間の感染経路は、家族が28%と最も多く、次いで職場が12%となっています(感染経路不明を除く))

職場では、同じ人と同じ場所で長時間過ごすこととなり、仮に感染された方がいた場合、周囲への感染の可能性も高まります。テレワーク等の推進による出勤者の削減、換気やマスク着用の徹底など休憩所なども含め事業所全体で感染防止対策の徹底をお願いします。

## 2. 飲食店等における感染防止対策について

- ・ 飲食店においては、同一グループの同一テーブルへの案内はできるだけ4人以下としていただくようお願いします。
- ・ 飲食店、観光施設等においては、「みえ安心おもてなし施設認証制度『あんしん みえリア』」への登録をお願いします。

飲食店においては、飲食時の感染リスクに対応し、これまでもしっかりと対策を行っていただいているところですが、同一テーブルへの4人以下の案内と合わせ、改めて、換気の徹底、アクリル板や距離の確保など飛沫防止の対策、入店時の手指消毒の徹底などの対策をお願いします。

## IV 偏見や差別の根絶

- ・ 感染された方やそのご家族、仕事や通勤等やむを得ない事情で県外から来県される方、治療にあたっている医療従事者、外国から帰国された方、日本に居住する外国人の方などあらゆる人が偏見や差別にさらされることがないように、偏見・差別につながる行為、人権侵害、誹謗中傷等は絶対に行わないでください。
- ・ 感覚過敏、発達障がい、皮膚や呼吸器の病気など、さまざまな事情によりマスクの着用が困難な場合もありますので、マスク等を着用していない方への偏見・差別につながる行為、人権侵害、誹謗中傷等は絶対に行わないでください。
- ・ ワクチン接種は希望者の同意に基づき行われるものであり、職場や周りの方などに接種を強制することや、接種を受けていない人に対する誹謗中傷、偏見や差別につながる行為は絶対に行わないでください。

## V 県における主な対策

「みえコロナガード」「三重県新型コロナウイルス感染症対策大綱」に基づき、対策を実施。

### 1. 保健所体制

- ・保健所の業務を支援する350名の応援職員を、業務がひっ迫する前に順次派遣し、体制を強化

### 2. 検査体制

#### 〈変異株への対応〉

- ・オミクロン株への対応のため、変異株スクリーニング検査、ゲノム解析を実施

#### 〈行政検査〉

- ・濃厚接触者等への検査について、民間検査機関と連携

#### 〈無料検査〉

- ・郵送による無料 PCR 検査事業を令和4年2月10日まで実施
- ・医療機関や薬局等において、ワクチン・検査パッケージ制度等を利用する健康上の理由等によるワクチン未接種者や、感染不安を感じる方への無料検査を実施  
検査実施場所:70か所(令和4年1月11日現在)

#### 〈社会的検査〉

- ・1月中に高齢者施設等を対象とした社会的検査を再開

### 3. ワクチン接種

- ・市町において、初回接種(1回目・2回目接種)を希望する方への接種を引き続き実施するとともに、若年層を含めた円滑なワクチン接種を推進
- ・市町における3回目接種について、前倒しでの接種も含め必要となるワクチンを配分
- ・接種間隔の前倒しに伴う市町の接種体制を支援するため、県営接種会場の設置を検討

### 4. 医療提供体制

#### 〈入院医療〉

- ・オミクロン株は感染性が非常に高いことが想定され、急激な医療現場のひっ迫が危惧されることから、必要な方を確実に入院へつなげるよう、患者の状況等に応じて宿泊療養、自宅療養も併用した療養体制で対応。また、受入病床の増床に向けて可能な限り医療機関と調整を継続

#### 〈臨時応急処置施設〉

- ・中等症Ⅱの患者に対応するために、津市及び北勢地域に確保した2つの臨時応急処置施設を、感染状況に応じて開設

### 〈宿泊療養施設〉

- ・5施設 665 室を確保している宿泊療養施設について、すべての施設を順次運用開始
- ・さらなる感染拡大に備えるため、新たな宿泊療養施設確保の取組開始
- ・宿泊療養施設に中等症 I 患者または重症化リスクの高い患者を積極的に受け入れるとともに、経口薬の投与体制を施設毎に順次確立

### 〈自宅療養〉

- ・自宅療養者に必要な医療が提供できるよう、医師会の協力のもと、往診、オンライン診療、電話診療等が可能な 364 の医療機関を把握・リスト化
- ・患者の症状にも対応した食事の提供やパルスオキシメーター、食事及び衛生用品の配送体制を充実するとともに、市町や関係団体とも連携

## 【新型コロナウイルス感染症にかかる相談窓口】

### ◆発熱等の症状がある方の相談窓口

- (1) まずは、かかりつけ医等の身近な医療機関に、電話でご相談ください。
- (2) 相談する医療機関に迷う場合は、受診・相談センターへご相談ください。

### ＜受診・相談センター＞

受診・相談センターでも受診できる医療機関を紹介しています。

9時から21時まで(土曜日・日曜日・祝日を含む)

桑名保健所	松阪保健所	尾鷲保健所
0594-24-3619	0598-50-0518	0597-23-3456
鈴鹿保健所	伊勢保健所	熊野保健所
059-392-5010	0596-27-5140	0597-89-6161
津保健所	伊賀保健所	四日市市保健所
059-223-5345	0595-24-8050	059-352-0594

21時から翌9時までは、

三重県救急医療情報センター(059-229-1199)にお問い合わせください。

※電話での相談が難しい場合は、メール(covidan@pref.mie.lg.jp)またはFAX(059-224-2558)でご相談ください。

### ◆新型コロナウイルスに関する一般的な相談

三重県医療保健部感染症対策課 059-224-2339(専用回線)  
国(厚生労働省) フリーダイヤル 0120-565653

### ◆ワクチン接種に関する相談

- ・みえ新型コロナウイルスワクチン接種ホットライン

059-224-2825

※9時から21時まで(土曜日・日曜日・祝日を含む)

※電話での相談が難しい場合は、メール(vaccine@pref.mie.lg.jp)

またはFAX(059-224-2344)でご相談ください。

- ・夜間窓口

050-3185-7947 (AI音声技術による自動応答)

※21時から翌9時まで(土曜日・日曜日・祝日を含む)

- ・新型コロナウイルスワクチン副反応相談窓口

059-224-3326

※24時間対応(夜間、土曜日、日曜日、祝日を含む)

※対応言語(日本語、英語、中国語、韓国語、ポルトガル語、スペイン語)

# 感染リスクが高まる「5つの場面」

## 場面① 飲酒を伴う懇親会等

- 飲酒の影響で気分が高揚し、**注意力が低下**。また、聴覚が鈍り**大声**になりやすい。
- **回し飲み**や**箸などの共用**が**感染リスク**を高める。



## 場面② 大人数や長時間におよぶ飲食

- **長時間におよぶ飲食**、**接待を伴う飲食**、**深夜のはしご酒**では、短時間の飲食と比較して、**感染リスク**が高まる。
- **大人数の飲食**では、**大声**になり飛沫が飛びやすくなるため**感染リスク**が高まる。



## 場面③ マスクなしでの会話

- 近距離での**マスクなしの会話**は、**飛沫感染のリスク**が高まる
- 昼カラオケなどで感染事例が報告。
- 車やバスで移動する際の**車中**でも**注意**が必要。



## 場面④ 狭い空間での共同生活

- **狭い空間での共同生活**は、**閉鎖空間**が**長時間共有**されるため、**感染リスク**が高まる。
- 寮の部屋やトイレなどの共用部分で感染が疑われる事例が報告。



## 場面⑤ 居場所の切り替わり

- 休憩時間に入った時など、**居場所**が**切り替わり**ると、**気の緩み**や**環境変化**で**感染リスク**が高まることも。
- 休憩室、喫煙所、更衣室での感染が疑われる事例が報告。



令和2年10月23日「新型コロナウイルス感染症対策分科会提言」を基に作成